別表第1の記載上の注意1㈠中「及び3から12」を「、5及び7から16」に改め、同1㈡中「9及び12」を「5、13及び16」に改め、同1㈢中「9」を「13」に改める。

別表第1の記載上の注意4中「のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他接続会計財務諸表作成のための基本となる事項（以下「会計方針」という。）であって、」を「に当たって採用する会計処理の原則及び手続（以下「会計方針」という。）に関する」に改め、⑹を削る。

別表第1の記載上の注意17中「16」を「20」に改め、同17を同記載上の注意21とし、同記載上の注意中16を20とし、5から15までを四つ繰り下げ、4の次に次のように加える。

5　会計方針の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあっては、⑷イ及びウに掲げる事項を省略することができる。

⑴　当該会計方針の変更の内容

⑵　当該会計方針の変更の理由

⑶　遡及適用（新たな会計方針を当該事業年度より前の事業年度に係る接続会計財務諸表に遡って適用したと仮定して会計処理をすることをいう。以下同じ。）をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

⑷　当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかった場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更（新たに入手可能となった情報に基づき、当該事業年度より前の事業年度に係る接続会計財務諸表の作成に当たってした会計上の見積り（接続会計財務諸表に表示すべき項目の金額に不確実性がある場合において、接続会計財務諸表の作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。以下同じ。）を変更することをいう。以下同じ。）と区別することが困難なときは、イに掲げる事項を除く。）

ア　接続会計財務諸表の主な項目に対する影響額

イ　当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかった理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

ウ　当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であって、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

6　表示方法（接続会計財務諸表の作成に当たって採用する表示の方法をいう。以下同じ。）の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

⑴　当該表示方法の変更の内容

⑵　当該表示方法の変更の理由

7　会計上の見積りの変更に関する注記は、会計上の見積りの変更をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

⑴　当該会計上の見積りの変更の内容

⑵　当該会計上の見積りの変更の接続会計財務諸表の項目に対する影響額

⑶　当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

8　誤謬（ごびゅう）の訂正（当該事業年度より前の事業年度に係る接続会計財務諸表における誤謬（ごびゅう）（意図的であるかどうかにかかわらず、接続会計財務諸表の作成時に入手可能な情報を使用しなかったこと又は誤って使用したことにより生じた誤りをいう。以下同じ。）を訂正したと仮定して接続会計財務諸表を作成することをいう。）に関する注記は、誤謬（ごびゅう）の訂正をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

⑴　当該誤謬（ごびゅう）の内容

⑵　当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日前に開始した事業年度に係る財務諸表及び接続会計財務諸表については、この省令の施行後も、なお従前の例によることができる。

告　示

○厚生労働省告示第三百四十一号

訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（平成四年厚生省令第五号）第二条の規定に基づき、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（平成二十年厚生労働省告示第百二十七号）の一部を次のように改正する。ただし、この告示の適用の際現に存するこの告示による改正前の訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式様式第四に規定する様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

平成二十四年四月十八日　　厚生労働大臣　小宮山洋子